

# 確 認 書

岩手県（以下「甲」という。）と八幡平市（以下「乙」という。）とは、公共関与による産業廃棄物最終処分場（以下「施設」という。）の整備を円滑に推進するため、次のとおり確認する。

- 1 施設の整備に係る予定地は、八幡平市平館栴沢地区とする。
- 2 甲は、施設の整備及び運営に当たり、交通安全対策や環境保全対策が適切になされるよう配慮するものとする。
- 3 甲は、施設の整備及び運営に当たり、地元雇用、地元発注及び地元調達が十分に行われるよう配慮するものとする。
- 4 乙は、施設の整備を円滑に推進するため、地元調整その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 甲と乙とは、施設の整備及び運営に当たり、必要に応じ十分な協議を行い、誠意をもって対応するものとする。

この確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年 3月24日

甲 岩手県  
知 事 達 増 拓 也

乙 八幡平市  
市 長 田 村 正 彦